

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：廃棄物・リサイクル対策部

施策名：（施策4）廃棄物・リサイクル対策の推進

施策体系：（目標4-5）廃棄物の不法投棄の防止等

評価結果の概要

【達成の状況】

○不法投棄等対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進することにより、不法投棄の件数は減少、量はおおむね減少しており、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成等に向けて着実に進展している。

○PFOSを含む残留性有機汚染物質（POPs）を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行うとともに、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行った。

さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組についての検討を進めた。

○有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を推進している。

また、バーゼル法および廃棄物処理法の規制対象物の範囲の明確化のため、中古品であるかどうかを判断する目安となる指針として、6月に使用済みブラウン管テレビの中古判断基準を作成し、同年9月より運用している。さらに、有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のため、前年度に引き続き、10月に「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において、税関における開被検査への立会強化等を行った。

【必要性】

○不法投棄等は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、不法投棄の新規判明事案の件数では減少し、量も減少傾向にはあるが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。

○有害な廃棄物の適正処理の確保等に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。

○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。

【有効性】

○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定した。また、不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している（平成21年度のウィーク期間中に国と都道府県等が連携して実施した事業は83事業）。

さらに、累次にわたる廃掃法の改正による排出事業者責任の強化等の規制強化も行っており、その結果、平成20年度の不法投棄の新規判明事案の件数は308件、量は20.3万トンであり、不法投棄件数及び投機量とも目標値（基準年の値をおおむね半減）を達成した。

このほか不法投棄ホットラインを設けて不法投棄等に関する国民からの情報を受け付けており、平成21年度末時点までの通報受付件数は約1,100件であった（うち対応が必要な約550件は都道府県等に連絡し、現地確認等の対応を依頼した）。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

なお、都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成21年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ75件の事案に対する代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成21年度末までに12事案について都道府県等が定めた特定支障除去等事業に関する実施計画に環境大臣が同意し、

都道府県等への支援を実施し、支障の除去等に向けて着実に効果をあげている。

- PFOSを含む残留性有機汚染物質（POPs）を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行うとともに、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行い、有害な廃棄物の適正処理を確保するための対策を進めた。

さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組について検討を進め、文部科学省を中心に検討されている施策に対する環境省としての対応方策の方向が明確となった。

- 有害廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施（全国 11 カ所開催）、事前相談の実施（約 1,800 件）、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。

中古品と称して廃棄物が輸出されて不適正に処理されることのないよう、6月に使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古判断基準を策定して、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の範囲を明確化し、同年9月より輸出審査における適用を開始した。

アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップを開催（第6回）及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物等の不法輸出入を抑制した。

【効率性】

- 不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば直接処理費用として約 280 億円、青森・岩手県境の事案であれば約 650 億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。
- 石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、適正処理に関する技術的知見が必ずしも十分でないままに次々と新たな化学物質が製造・使用されている。そのため、予防的な見地から、規制対象となる化学物質について、製品の製造、使用段階を含めたライフサイクル全体での有害な廃棄物の発生抑制及び適正処理を可能とするシステムを確立し、それに基づく取組を実施していくことが効率的である。
- 有害廃棄物等の不法輸出入は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成 16 年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的である。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。

【今後の展開】

- 不法投棄等の対策については、未然防止・拡大防止を図るため、引き続き各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携を一層強化するとともに、衛星画像を活用した取組等監視体制の強化を図るための取組を進める。また、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけ、計画的に支障除去等事業を展開していく。
- 製品の製造・使用段階を含めた有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を展開することにより、環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、安心・安全な社会づくりを図る。また、クリアランス廃棄物等のトレーサビリティを確保するための仕組みを構築するとともに、地方環境事務所による排出事業者への立入検査等を実施する。
- 引き続き、税関等の関係省庁と連携した国内における監視体制の強化、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の明確化、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、環境保全上望ましい形での国際的な循環型社会の構築を図る。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ②産業廃棄物の不法投棄量 [万ト] ③5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ④ (参考) バーゼル法輸出承認件数 [件] ⑤ (参考) バーゼル法輸入承認件数 [件] ⑥ (参考) 廃棄物処理法輸出確認件数 [件] ⑦ (参考) 廃棄物処理法輸入許可件数 [件]						
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	558	554	382	308	平成 22 年末 公表予定	H22 年度	H11 年度に対し 概ね半減
	②	17.2	13.1	10.2	20.3	平成 22 年末 公表予定		
	③	7	4	2	4	平成 22 年末 公表予定	H21 年度	0

	④	15	16	55	46	71	—	—
	⑤	29	28	35	36	40	—	—
	⑥	30	23	36	33	27	—	—
	⑦	5	4	6	9	18	—	—
目標を設定 した根拠等	基準年	①～③平成11年度			基準年の値	① 1,049		②43.3
	根拠等	①～③不法投棄撲滅アクションプラン						